

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 2 月 10 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認 関連事業

内容：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

航空法の高さ制限を超える建造物等の設置について、天神明治通り地区地区計画区域（福岡市）においては、福岡市役所避雷針（76メートル）と同等の高さを、エリア一体における航行の安全に支障のない高さの目安とすることで、空港設置者による迅速な承認を可能とする。【直ちに実施】

(12) 名称：国家戦略特別区域空港アクセスバス事業

内容：運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

株式会社ロイヤルバスが、新規に開設する福岡空港と百道地区を結ぶバス路線において、運賃については上限認可制を届出制に、運行計画については届出期日を短縮することで、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る。【平成 29 年 4 月を目途に実施】